監　第　１１３　号
令和８年１１月１９日

寒 河 江 市 長　齋　藤　真　朗　殿
寒河江市議会議長　柏　倉　信　一　殿

寒河江市監査委員　大　沼　　勇
寒河江市監査委員　佐　藤　耕　治

財政援助団体等監査（出資団体）結果報告書

地方自治法第１９９条第７項の規定により、財政援助団体等監査(出資団体)を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第９項の規定により監査結果を下記のとおり公表します。

記

１　監 査 の 種 類　　財政援助団体等監査（出資団体）
２　監　査　対　象　　寒河江市土地開発公社
３　監 査 着 眼 点
⑴定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。
⑵設立目的(出資目的)に沿って事業運営が行われているか。
⑶決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
⑷事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
⑸関係帳票の整備、領収書等の証拠書類の整備・保存は適切か。
⑹会計経理及び財産管理は適切か。
⑺資産の運用は適切か。また,経費節減は図られているか。
４　監査実施月日　　令和８年１０月２９日
５　実　施　場　所　　監査委員事務局
６　監査の実施内容　　市が出資した基本財産の管理状況及び令和７年度分における事業運営及び出納その他の事務
７　監 査 の 結 果　　指摘事項はなく、おおむね適正と認められた。